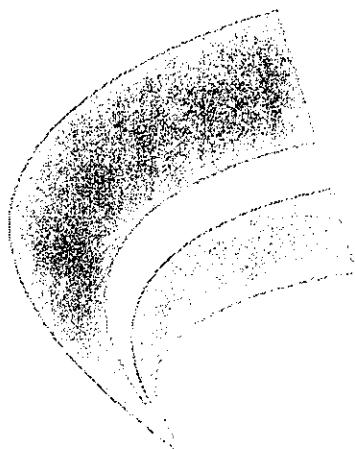


令和5年度 教育委員会

(第5回定例会)

開催日 令和5年8月3日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度8月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年8月3日(木)午後2時開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館302・303会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(8月議事録：久保田委員、中島委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

○議案第8号

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例について

○議案第9号

笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

○議案第10号

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年9月1日(金)
午後2時～ 市民窓口館302・303会議室

議案第8号（8月）

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市条例第 100 号)(平成 16 年 笛吹市条例第 101 号) 笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	博物館法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
概要	<p>1 博物館条例</p> <p>(1) 博物館法の一部改正に伴い、同法からの引用箇所を改める。</p> <p>(2) 接続詞を改める(及び→又は)。</p> <p>2 青楓美術館条例</p> <p>(1) 博物館法の一部改正に伴い、同法からの引用箇所を改める。</p> <p>(2) 観覧料又は特別観覧料の減免及び還付の権限者を、教育委員会から市長に改める。</p> <p>(3) 使用料は発生しないため、削る。</p>
経過	令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行された。 また、市長に属する権限が教育委員会の権限として規定されていたため、改めることとする。 その他字句等の改正を行うこととする。
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)
予算 措置	笛吹市博物館管理運営事業 令和 5 年度当初予算 8,296 千円
その 他	なし

議案第 号

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例

(笛吹市博物館条例の一部改正)

第1条 笛吹市博物館条例(平成16年笛吹市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第12条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(笛吹市青楓美術館条例の一部改正)

第2条 笛吹市青楓美術館条例(平成16年笛吹市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に、「使用料、観覧料、特別観覧料等」を「観覧料及び特別観覧料」に改める。

第10条中「観覧料、特別観覧料等」を「観覧料及び特別観覧料」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

博物館法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市博物館条例(平成16年笛吹市条例第100号)新旧対照表

改正案	現行
(観覧料及び使用料)	(観覧料及び使用料)
第8条 笛吹市春日居郷土館(以下「郷土館」という。)が展示する資料を観覧しようとする者又は郷土館の施設及び設備を利用する者は、別表の観覧料 <u>又は</u> 使用料を納入しなければならない。	第8条 笛吹市春日居郷土館(以下「郷土館」という。)が展示する資料を観覧しようとする者又は郷土館の施設及び設備を利用する者は、別表の観覧料 <u>及び</u> 使用料を納入しなければならない。

2 (略)	2 (略)
(運営協議会)	(運営協議会)

第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2~5 (略)	2~5 (略)

【第2条関係】笛吹市青楓美術館条例(平成16年笛吹市条例第101号)新旧対照表

改正案	現行
(観覧料等の減免)	(観覧料等の減免)
第9条 市長が特別の理由があると認める場合は、 <u>観覧料及び特別観覧料</u> を減額し、又は免除することができる。	第9条 教育委員会が特別の理由があると認める場合は、 <u>使用料、観覧料、特別観覧料等</u> を減額し、又は免除することができる。
(観覧料等の不還付)	(観覧料等の不還付)
第10条 既納の <u>観覧料及び特別観覧料</u> は、還付しない。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。	第10条 既納の <u>観覧料、特別観覧料等</u> は、還付しない。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
(美術館運営協議会)	(美術館運営協議会)
第11条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第11条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2~6 (略)	2~6 (略)

議案第9号（8月）

笛吹市博物館条例施行規則の一部
を改正する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 20 号) 笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市博物館における減免又は還付の権限者を、館長から市長に改める等の改正を行う。
概要	春日居郷土館の観覧料等の減免及び還付の権限者を、館長から市長に改める。 また、条例の引用箇所にずれが生じているため、改める。
経過	令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたため、条例を改正する必要が生じた。これにより、条例施行規則を確認したところ、市長に属する権限が館長の権限として規定されていたため、様式を含め、改正を行うこととする。 また、条例の引用箇所についても、ずれが生じている箇所を改めることとする。
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 笛吹市博物館条例(笛吹市条例第 100 号)
予算 措置	笛吹市博物館管理運営事業 令和 5 年度当初予算 8,296 千円
その他	なし

笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市博物館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第20号)の一部を
次のように改正する。

第5条第1項第4号、第2項第2号及び第3項並びに第6条第1項第3号及び第2項中
「館長」を「市長」に改める。

第15条第1項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第17条中「関係職員」を「館長」に改める。

様式第3号中「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」に改める。

様式第4号中「第 号」を削り、「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」
に改める。

様式第5号中「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」に、

「※印欄には記入しないでください。

観覧券又は現金領収書を添付してください。」を「観覧券又は現金領
収書を添付してください。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市博物館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正案	現行
第5条 条例第9条の規定により、観覧料を減免することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき 市長が必要と認める額	第5条 条例第9条の規定により、観覧料を減免することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 館長が必要と認める額
2 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき 市長が必要と認める額	2 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) (2) 前号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 館長が必要と認める額
3 前2項の規定により、観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、博物館観覧料減免申請書(様式第3号)又は博物館使用料減免申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。 (観覧料及び使用料の還付)	3 前2項の規定により、観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、博物館観覧料減免申請書(様式第3号)又は博物館使用料減免申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。
第6条 条例第10条の規定により、観覧料及び使用料を還付することができる特別の理由は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。	第6条 条例第10条の規定により、観覧料及び使用料を還付することができる特別の理由は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき。

2 観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、博物館観覧料(使用料)還付申請書(様式第5号)に観覧券又は現金領収書を添えて**館長**に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第15条 条例第12条第5項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2・3 (略)

(資料の提出の要求)

第17条 協議会は、その所掌事務を行うために必要があると認めるとときは、**館長**に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
協議会は、その所掌事務を行なうために必要があると認めるとときは、**関係職員**に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、博物館観覧料(使用料)還付申請書(様式第5号)に観覧券又は現金領収書を添えて**館長**に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第15条 条例第12条第4項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2・3 (略)

(資料の提出の要求)

第17条 協議会は、その所掌事務を行なうために必要があると認めるとときは、**館長**に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(新)

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

(旧)

年 月 日

笛吹市長 様

年 月 日

笛吹市 土地建物課 様

申請者
(団体にあつては団体名及び代表者氏名)
住 所
氏 名
電話番号

博物館観覧料減免申請書

博物館観覧料減免申請書

春日居郷土館観覧料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第1項及び第3項の規定
により減免を申請します。

1 観覧施設名
2 観覧年月日
3 観覧人員
4 減免の理由(該当事項に○をつける)

- ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
- ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
- ・その他(具体的に記述すること)

春日居郷土館観覧料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第1項及び第3項の規定
により減免を申請します。

1 観覧施設名
2 観覧年月日
3 観覧人員
4 減免の理由(該当事項に○をつける)
・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
・その他(具体的に記述すること)

(新)

様式第4号(第5条関係)

(旧)

年月日
年月日

笛吹市長 様

申請者

(団体にあつては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館使用料減免申請書

春日居郷土館使用料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第2項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 使用施設名
- 2 使用年月日
- 3 使用人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公益性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

春日居郷土館使用料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第2項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 使用者名
- 2 使用年月日
- 3 使用人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公益性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

(新)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者
(団体にあつては団体名及び代表者氏名)
住 所
氏 名
電話番号

博物館観覧料(使用料)運付申請書

奉日居郷土館観覧料(使用料)について、笛吹市博物館条例施行規則第6条の規定により
観覧料(使用料)を運付してくださいよう申請します。

観覧料(使用料)運付の理由	
既納の観覧料(使用料)	
運付申請する金額	
備考	

注意) 観覧券又は現金領収書を添付してください。
観覧券又は現金領収書を添付してください。

(旧)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市 郡土館長 様

申請者
(団体にあつては団体名及び代表者氏名)
住 所
氏 名
電話番号

博物館観覧料(使用料)運付申請書

奉日居郷土館観覧料(使用料)について、笛吹市博物館条例施行規則第6条の規定により
観覧料(使用料)を運付してくださいよう申請します。

観覧料(使用料)運付の理由	
既納の観覧料(使用料)	
運付申請する金額	
備考	

注意) 田欄には記入しないでください。
観覧券又は現金領収書を添付してください。

議案第10号（8月）

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部 を改正する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 21 号) 笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市青楓美術館における減免又は還付の権限者を、館長から市長に改める等の改正を行う。
概要	<p>1 青楓美術館の観覧料等の減免及び還付の権限者を、館長から市長に改める。</p> <p>2 使用料は発生しないため、削る。</p> <p>3 減免規定について、字句を改める。また、減免できる者として、身体障害者手帳の保持者並びに生活扶助及び教育扶助の受給者を追加する。</p> <p>4 条例の引用箇所にずれが生じているため、改める。</p>
経過	<p>令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたため、条例を改正する必要が生じた。これにより、条例施行規則を確認したところ、市長に属する権限が館長の権限として規定されていたため、様式を含め、改正を行うこととし、減免についても見直すこととした。</p> <p>また、条例の引用箇所についても、ずれが生じている箇所を改めることとする。</p>
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 笛吹市青楓美術館条例(笛吹市条例第 101 号)
予算 措置	笛吹市博物館管理運営事業 令和 5 年度当初予算 4,137 千円
その他	なし

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第一号

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市青楓美術館施行規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「規定による」の次に「特別観覧の承認を受けようとする者は、」を加える。

第8条第1項中「使用料、観覧料、特別観覧料等」を「観覧料又は特別観覧料(以下「観覧料等」という。)」に、「免除の」を「減免の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧するとき 条例別表第 1 に定める額の全額

第8条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に、「館長」を「市長」に、「使用料、観覧料又は特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助又は教育扶助を受けている者で、関係官公庁が発行した証明書を有するものが観覧するとき
条例別表第 1 に定める額の全額

第8条第2項中「前項第3号に該当する者を除き使用料、観覧料、特別観覧料の免除(以下「免除」という。)」を「前項の規定による観覧料等の減免」に、「観覧料等免除申請書」を「観覧料等減免申請書」に、「館長」を「市長」に改め、同条第3項中「館長」を「市長」に「免除を」を「減免を」に、「観覧料等免除承認書」を「観覧料等減免承認書」に改め、同条第4項を削る。

第10条中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

様式第4号中「観覧料等免除申請書」を「観覧料等減免申請書」に、「笛吹市青楓美術館長」を「笛吹市長」に、観覧料を「使用料」特別観覧料

「観覧料
特別観覧料」に改め、

第 号

年 月 日

を

上記のとおり承認してよろしいか。

館 長	長				起 案 者

」

削る。

様式第5号中「観覧料等免除承認書」を「観覧料等減免承認書」に、「笛吹市青楓美術館長」を「笛吹市長」に、観覧料を特別観覧料

「観覧料
特別観覧料」に、「免除を」を「減免を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市青楓美術館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第21号)新旧対照表

改正案	現行
(特別観覧の承認)	(特別観覧の承認)
第6条 条例第7条第1項の規定による特別観覧の承認を受けようとする者は、特別観覧申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。	第6条 条例第7条第1項の規定による _____特別観覧申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(観覧料等の減免)	(観覧料等の減免)
第8条 条例第9条の規定により、観覧料又は特別観覧料(以下「観覧料等」という。)を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、減免の額は当該各号に掲げる額とする。	第8条 条例第9条の規定により、使用料、観覧料、特別観覧料等 _____を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、免除の額は当該各号に掲げる額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第203号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額	(2) 市内に居住する身体障害者で障害程度4級以上のものが観覧するとき 条例別表第1に定める額の2分の1に相当する額
(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助又は教育扶助を受けている者で、関係官公庁が発行した証明書を有するものが観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額	[新設]
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 観覧料等 _____ のうち市長が相当と認める額	(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 使用料、観覧料又は特別観覧料のうち館長が相当と認める額 2 前項第3号に該当する者を除き使用料、観覧料、特別観覧料の免除(以下「免除」という。)を受けようとする者は、あらかじめ観覧料等
2 前項の規定による観覧料等の減免 _____ を受けようとする者は、あらかじめ観覧料等	

	<p><u>减免申請書</u>(様式第4号)を直轄に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>3 直轄は、前項の規定により<u>减免を承認したときは、当該申請書に対し、観覧料等减免承認書</u>(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する者の確認は、<u>身体障害者手帳</u>により行うものとする。</p>
	<p>(美術館運営協議会)</p> <p>第10条 条例第11条第6項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p>

(新)

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

(旧)

観覧料等減免申請書	
年 月 日	年 月 日
館政市長 様	所在地 学校名(団体名)
代表者 (電話)	代表者 (電話)
次のとおり 観覧料の減免を承認されるよう申請します。 特別観覧料	
申請の理由及び利用内容	
日 時	年 月 日 時 分 から まで
人 員	
責任者 氏名	
年 度	金 額 円
備 量 年 月 日	
上記のとおり承認してよろしいか。	
—	—
—	—
—	—

注 太枠線内のみ記入してください。

観覧料等免除申請書	
年 月 日	年 月 日
館政市長 様	所在地 学校名(団体名)
代表者 (電話)	代表者 (電話)
次のとおり 観覧料の減免を承認されるよう申請します。 特別観覧料	
申請の理由及び利用内容	
日 時	年 月 日 時 分 から まで
人 員	
責任者 氏名	
年 度	金 額 円
備 量 年 月 日	
上記のとおり承認してよろしいか。	
—	—
—	—
—	—

注 太枠線内のみ記入してください。

(新)

様式第5号(第3条関係)

銀 貨 料 等 免 除 承 認 書	
第 年 月 日	印
様	鎌 岐 市 長
次のとおり 銀 貨 料 の 減 免 を 承 認 し ま す。	
特別銀 貨 料	
承 認 の 内 容	
日 時	時 分 か ら
人 員	年 月 日 時 分 ま で
責 任 者 名	人 員
金 額	円
注 意 事 項	

(旧)

様式第5号(第3条関係)

銀 貨 料 等 免 除 承 認 書	
第 年 月 日	印
様	鎌 岐 市 長
次のとおり 銀 貨 料 の 免 除 を 承 認 し ま す。	
特別銀 貨 料	
承 認 の 内 容	
日 時	時 分 か ら
人 員	年 月 日 時 分 ま で
責 任 者 名	人 員
金 額	円
注 意 事 項	